

格差社会をどうつくりかえるか

081102 後藤道夫

1. 貧困の急増

(1). 急増の時期 1998 ~ 2004、5 2008 ~ (?)

①. 貯蓄（あらゆる金融資産）ゼロと回答した世帯の急増

図表1

②. 就学援助受給者の急増

全国 1997年度 78万人 → 2002年度 115万人 → 2004年度 134万人 図表2

(2). 貧困増の中心 —— ワーキングプア

図表3、4

<賃金・給料が主な収入>世帯 とくに多人数世帯の貧困が増大

図表5

☆. 独り暮らしワーキングプアの収入基準

a. 生活保護世帯「最低生活費」 1人世帯の全国平均 114万円 (2005年)

公租公課と勤労必要費用の配慮として、給与所得控除を足す 189万円 (〃)

b. 地方中都市で、生活保護基準に沿って、18歳の単身勤労世帯の最低生活費を計算 (福島市)

230万円の賃金総額 - 社会保険料 27.6万 - 直接税 11.6万 - 勤労必要費用 49.2万 (生活保護制度に沿って計算) - 通勤費 6万 = 135.6万円
≒ 狭義の生活保護費 135.8万円 (医療費含まれず)

(3). ワーキングプアが再び社会的焦点に

①. 間違った<常識> 「普通の労働能力と労働意欲があれば、貧困にはならないはず」

*. 1960年代の日本 政府も低所得勤労者の救済に大きな関心

②. 日本型雇用の拡大・安定 + 自営業・農業、地方への補助 (「構造改革」まで)

————— < 社会保障・社会的支援は、働けない人 (高齢者、障害者、傷病、母子世帯など) のもの。働ける人は自力で。 > という考え方が定着

————— < ワーキングプアは基本的にいないはず。いても何かの特別の事情のせい > というイデオロギー。ワーキングプアの無視、隠蔽

いままでのワーキングプア (小零細企業労働者、日雇い労働者、自営業下層)

+ 新たにワーキングプアになった人々 (自活する非正規 + 低処遇正規)

2. なぜ、労働条件がこれほど低いのか

(1). <最低賃金額は生計費に届かなくてもよい>のか(?)

- 90年代半ばまで
アルバイト、パートの賃金は家計補助 ↔ 日本型雇用の年功型賃金
- 「構造改革」以後
非正規かつ家計の主な支え手 が大量に出現 → 貧困拡大

旧来の日本型雇用がカバーしていた範囲の縮小
+
強い社会的規範としての日本型雇用の制度的解体

図表6

(2). 長期雇用慣行解体の画期—— 2001年からの大リストラ

図表7.8

小泉内閣の強力なリード

(3). 大リストラの背景 —— 1980年代後半からの多国籍企業化と産業空洞化

「自動車の国内生産は、かつて1,350万台ありましたが、今は350万台減って1,000万台になりました。カラーテレビは、かつて1,800万台あったものが、今は350万台、電子レンジは850万台が300万台に減っています。こうした組立産業の海外移転に伴って、国内で素材産業や部品などを供給していた産業は能力を削減したでしょうか。

答えはノーです。国内に残った産業は過当競争を繰り返し、これが先ほど申し上げたデフレの一要因になっています。労働力でいえば、企業は余剰人員を抱え、だいぶ減りましたが、本来、ニュービジネスに吸収されるべき労働力の移動を妨げています。また、景気対策の名のもとに行われた公共事業の繰り返いで、建設業に固定化されてきてしまいました。」(内外情勢調査会における講演、2001年6月)

(4). 労働規制の大規模な緩和

派遣労働の拡大・一般化 → 「モノ」あつかいの蔓延
様々な雇用形態の共存 → パワハラ、いじめ、不団結の拡大

(5). 労使の力のバランスの崩壊の下での日本型雇用解体 (構造改革)

図表9、10

3. 企業は、本来、何をしなければいけないのか

(1). そもそも、なぜ、労働者が働いた成果は、経営者の自由になるのか?

- ☆. 家畜のエサ代と賃金
- ☆. 家畜の作業と労働者の労働
- ☆. 家畜の作業の成果の行方と労働者の労働の成果の行方

—— 労働力が商品として、売買されていること ——
人間と労働力商品の異同

(2). 労働力とモノは、同じ商品でもどこが違わなければいけないのか。

- ①. 社会的に通用する水準の生活が保障されなければならない。一定以上の賃金水準
 - 好き放題に分割されてはならない。米は 10 キロでも 1 キロでも買ってよいが、労働力は、雇う側の都合で分割してはいけないはず。労働者はフルタイム・正規で雇われる権利をもつべき。
 - 賃金水準は生計費を超えなくてはならない。
- ②. 労働力商品を使う際に、労働力の持ち主を傷つけてはならない。安全配慮の義務
- ③. 労働力商品を売れない状態の人々（失業者、子ども、高齢者、傷病者、障害者、家族ケアで働けない人など）の生活が、何らかの方法で保証されなくてはならない。

(3). 労働組合と国家(自治体)の役割

4. たたかひの課題

- (1). 労使の力のバランスの回復 強い労働組合運動へ
- (2). 労働条件・処遇の底上げと均等処遇の実現・労働規制の復活・強化
- (3). 社会保障と社会的支援の根本的充実・拡充

- ①. 極端に社会保障が弱い国、日本 図表11.12
- ②. 最低賃金の低さ + 雇用保険の弱さ + 国民健康保険・国民年金の貧弱 + 教育・医療・介護など的高額(*) + 住宅保障の弱さ + 生活保護から勤労者を排除

*. 小中学校での教育、高校の授業料と諸費用、医療費、介護費用など、自分で選べない基礎的・普遍的な社会サービスの費用は、無料あるいは低額にすべき。費用は一括して、高い累進率の所得税・相続税・企業からの税を中心に。

(4). 経済危機への緊急対策の闘争 雇止め止めの規制、雇用保険の改善、住宅保障

—— 自己責任イデオロギーとの闘い ——

- 失業、病気、低賃金、きつい仕事などは「自己責任」ではない。
 - a. 42%が非正規か無業（15～24歳の既卒男性）という社会環境
 - b. 「運が悪いのも自己責任」という思想は、不道徳で間違った思想。責任をとれないことなのに、無理に取らそうとする。
 - c. 高所得者、高収益の企業は、社会に多くを還元して当然。彼らは多くの環境、社会条件、伝統、社会的な力をタダ、あるいは低コストで使っている。さらに、企業は、労働者の労働の成果を奪っている。